

手稲中継ポンプ場ほか1 施設揚砂業務仕様書

1 業務目的

(1) 手稲中継ポンプ場

No. 1 低段雨水沈砂池の流入ゲートから除塵機スクリーン前までの水路に堆積された土砂の搬出を行い施設の円滑な運転管理を行えるようにする。

(2) 茨戸西部中継ポンプ場

雨水ポンプ施設地下 1 階沈砂池に設置されている排水槽等に堆積された土砂の搬出を行い施設の円滑な運転管理を行えるようにする。

2 業務場所

(1) 手稲中継ポンプ場

札幌市手稲区新発寒 7 条 11 丁目 1 番 1 号

(2) 茨戸西部中継ポンプ場

札幌市北区屯田 9 条 12 丁目 6-15

3 搬出場所

手稲沈砂洗浄センター

札幌市手稲区手稲山口 271 番地 5

4 業務内容

(1) 手稲中継ポンプ場

ア No. 1 低段雨水沈砂池の流入ゲートから除塵機スクリーン前までの土砂を揚砂する。

(2) 茨戸西部中継ポンプ場

ア 排水槽、集砂ピット内の土砂を揚砂する。

(3) 共通事項

ア 手稲沈砂洗浄センターへ搬出する。

イ バキュームにて吸引した水は沈砂池へ排水する。

ウ 揚砂後、洗浄水にて壁・床面を洗浄する。

5 業務量

(1) 手稲中継ポンプ場

予定運搬量 23.9m³

(2) 茨戸西部中継ポンプ場

予定運搬量 9.90m³

6 提出書類

(1) 契約時

ア 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し（北海道または札幌市の許可証）

（２）業務履行前までに

ア 業務代理人指定通知書 1 部

所定の様式があるので業務主任と打合せること。

イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写し

（３）完了時

ア 完了届 1 部

イ マニフェスト（写）、計量伝票（写） 1 部

ウ 各種報告書等 1 部

エ 業務写真 1 部

所定の様式があるので業務主任と打合せること。

（４）随時

ア 業務工程表

イ 業務日報

ウ その他

業務主任の指示により提出する。様式は業務主任と打合せること。

7 契約金額の支払いは次のとおりとする。

（１）契約金額の支払いは、単価契約の一括払いとし、業務完了後に検査を実施し、合格の場合には出来高に応じた請求をすることができる。

（２）出来高（m³）の算定は、手稲沈砂洗浄センターのトラックスケールにて重量（t）を計量し、m³換算した値とする（比重 0.83 m³/t）。

（３）出来高量（m³）は、有効数字 3 桁とし 4 桁目は四捨五入とする。

8 業務従事者等の配置及び職務

（１）委託者は、業務主任を定め、受託者に書面で通知するものとする。

また、その内容を変更したときも同様とする。業務主任は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとし、受託者は、委託者から業務の履行に関する改善措置等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。

（２）受託者は、業務代理人を定め、書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法を明らかにしておかなければならない。

9 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

（１）省資源・省エネルギーの推進

（２）廃棄物の減量及びリサイクル

- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

10 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては従業員の事故防止に十分注意するとともに事故に対する一切の責任を負うこと。
- (2) 清掃用ほか洗浄用水は施設内の物を使用可能とする。
- (3) 業務に使用する工具及び消耗品は受託者の負担とする。
- (4) 業務履行に必要な場所が無断で立ち入ってはならない。
- (5) 本市の施設・設備を使用する場合は業務主任の承諾を得て使用することとする。
- (6) 水槽内作業は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を配置し、作業前に測定した酸素・硫化水素・可燃性ガスの濃度等を記録し保存すること。
- (7) 本仕様書に明記されていない事項については委託者との協議によることとする。